

## 秋田県の銘柄検査品種

国の「国内農産物銘柄設定申請要領」及び「新たなる農産物検査制度の運用について」の一部改正に伴い、必須銘柄【表1】（概ね都道府県の全域において検査実績のある銘柄で、当該都道府県内を、農産物検査を行う区域として登録している全ての登録検査機関が銘柄検査を行う銘柄）と選択銘柄【表2】（必須銘柄以外）の銘柄で、当該登録検査機関の選択により銘柄検査を行うことになることから「JA秋田おぼこ」では、下記の秋田県の必須銘柄（県内の全ての登録検査機関が銘柄検査を行う品種）と、秋田県を選択銘柄の中から銘柄検査を行う品種を選択して銘柄検査【表3】を行います。

秋田県の必須銘柄 【表1】

（水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米）	あきたこまち、ひとめぼれ及びめんこいな
（水稲もちもみ及び水稲もち玄米）	きぬのはだ及びたつこもち
（醸造用玄米）	秋田酒こまち、秋の精、吟の精及び美山錦
（普通小麦）	ネバリゴシ
（普通大豆及び特定加工用大豆） 大粒大豆及び中粒大豆	秋試緑1号、あきたみどり、すずさやか、 tachiyutaka及びりゅうほう
（普通大豆及び特定加工用大豆） 小粒大豆及び極小粒大豆	コスズ

秋田県を選択銘柄 【表2】

（水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米）	あきたさらり、あきたぱらり、秋田63号、秋のきらめき、 淡雪こまち、亀の尾4号、キヨニシキ、金のいぶき、 きんのめぐみ、ぎんさん、コシヒカリ、五百川、サキホコレ、 ササニシキ、しふくのみり、スノーパール、たかねのみり、 ちほのみり、つきあかり、つくばSD1号、つくばSD2号、 つぶぞろい、ハイブリッドとうごう4号、はえぬき、ふくひびき、 まんぷくすらり、ミルクークイーン、ミルクープリンセス、 萌えのみり及びゆめおぼこ
（水稲もちもみ及び水稲もち玄米）	朝紫、こがねもち、ときめきもち、ヒメノモチ及びタヤケもち
（醸造用玄米）	一穂積、改良信交、華吹雪、百田、星あかり及び美郷錦
（普通小麦）	銀河のちから

JA秋田おばこ 銘柄検査品種

JA秋田おばこで銘柄検査を行う品種 【表3】

水稲うるちもみ及び玄米

登録検査機関	品 種
JA秋田おばこ	あきたこまち、ひとめぼれ、めんこいな、淡雪こまち、亀の尾4号、キヨニシキ、コシヒカリ、ササニシキ、たかねみのり、はえぬき、ミルキークイーン、萌えみのり、ゆめおばこ、秋田63号、きんのめぐみ、金のいぶき、秋のきらめき、つぶぞろい、ちほみのり、つくばSD1号、つくばSD2号、サキホコレ

水稲もちもみ及び玄米

登録検査機関	品 種
JA秋田おばこ	きぬのはだ、たつこもち、朝紫、こがねもち、タやけもち、ときめきもち

醸造用玄米

登録検査機関	品 種
JA秋田おばこ	秋田酒こまち、秋の精、吟の精、美山錦、改良信交、美郷錦、一穂積、百田

普通小麦

登録検査機関	品 種
JA秋田おばこ	ネバリゴシ

普通大豆及び特定加工用大豆(大粒及び中粒)

登録検査機関	品 種
JA秋田おばこ	秋試緑1号、あきたみどり、すずさやか、タチユタカ、リュウホウ

普通大豆及び特定加工用大豆(小粒及び極小粒)

登録検査機関	品 種
JA秋田おばこ	コスズ

※上記以外の銘柄品種を検査請求された場合は、等級の検査は行えますが、銘柄検査できませんので留意願います。